

平成二十年十二月二日受領  
答弁第二五六号

内閣衆質一七〇第二五六号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一及び四について

先の答弁書（平成二十年五月三十日内閣衆質一六九第四一五号）三から六までについてでお答えしたとおりである。

二及び三について

お尋ねについては、氏名の公表されていない個人が特定されるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

五及び六について

外務省における文書の秘密指定の解除に関しては、決裁のための文書の作成を含め、適切な手続にのっとり行うこととなっている。

七について

先の答弁書（平成二十年六月十三日内閣衆質一六九第四六九号）六、七及び九についてでお答えしたと

おり、御指摘の報告書は、外務省の所定の手続に従い、秘密指定が解除されており、御指摘は当たらない  
ものと考えている。